

2022年度版



従業員の退職金準備のために

特定退職金 共済制度

〈新企業年金保険〉

2022年度 | ご加入のご案内

人材不足の時代において従業員の勤労意欲の向上・定着化に適した制度!!!

無理のない掛金設定

月額掛金
1口1,000円～30口30,000円まで
1,000円単位で設定

掛金は

全額損金・必要経費

退職一時金は

退職所得控除の対象

遺族一時金受取の場合

1口について**10,000円**が
退職金に加算されます

公共工事入札（建設業関係）に係る

**経営審査事項の
加点评価対象**

中小企業退職金

**共済制度との重複加入も
認められます**

「賃金の支払の確保等に関する法律」により、退職金制度を導入している事業主は、
退職金財源確保のための方策を特別に講じるよう努力することが義務づけられています。



おせっかいを誇りとします。

福岡商工会議所



特定退職金共済ホームページURL <https://www.fukunet.or.jp/moshimo/tokutaikyo/>

『事業所』の皆様へ ～安心を築く保障内容～

この特定退職金共済制度は、福岡商工会議所が国の承認を得て実施しており、地区内事業所の従業員の福利厚生をはかり、勤労意欲の向上と人材の定着化ひいては事業の安定成長をはかることを目的にした制度です。

メリット

1

将来必要な従業員の退職金を月々の掛金払込により、計画的に準備いただけます。
(1,000円単位で掛金を設定いただけます。)

2

月額掛金は1口1,000円～30口30,000円まで、全額損金または必要経費に算入できます。
(法人税法施行令第135条・所得税法施行令第64条)

3

パート従業員もご加入いただけます。

4

国の制度(中小企業退職金共済)との重複加入も認められます。
(ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません)

5

新規加入事業所に限り、過去勤務通算の取扱いができます。

6

退職金のポータビリティ(持ち運び)が可能です。
当制度に加入する事業所間や、当所が通算契約を締結している他の特定退職金共済制度または中小企業退職金共済制度に加入する事業所との間で従業員が異動する場合、通算を申し出れば、通算元契約の退職金を引き継ぐことができます。
※通算するためには諸条件と一部手数料がかかりますので、詳細はお問い合わせ下さい。

7

簡単な手続きでご加入いただけます。

8

積み立てた退職金は退職一時金、遺族一時金、退職年金として加入従業員、またはそのご遺族にお支払しますが、遺族一時金は一口について10,000円が退職金に加算されます。

9

退職一時金は退職所得控除の対象となります。
(所得税法第30条・第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)

10

公共工事入札(建設業関係)に係る経営事項審査の加点評価対象となります。

※特定退職金共済制度導入にあたり、退職金規程等の作成をご検討の場合は、福岡商工会議所2階経営相談窓口の専門家にご相談いただけます。

福岡商工会議所の特定退職金共済制度 給付額表

(新企業年金保険)

最適の条件をプランに合わせてお選びください。
月額掛金は1口1,000円です。

退職一時金・遺族一時金額表

給付金 加入期間	1口		5口		10口		20口		30口	
	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金
	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円
1年	11,500	21,500	57,500	107,500	115,000	215,000	230,000	430,000	345,000	645,000
2年	23,080	33,080	115,400	165,400	230,800	330,800	461,600	661,600	692,400	992,400
3年	34,720	44,720	173,600	223,600	347,200	447,200	694,400	894,400	1,041,600	1,341,600
4年	46,430	56,430	232,150	282,150	464,300	564,300	928,600	1,128,600	1,392,900	1,692,900
5年	58,210	68,210	291,050	341,050	582,100	682,100	1,164,200	1,364,200	1,746,300	2,046,300
6年	70,070	80,070	350,350	400,350	700,700	800,700	1,401,400	1,601,400	2,102,100	2,402,100
7年	81,990	91,990	409,950	459,950	819,900	919,900	1,639,800	1,839,800	2,459,700	2,759,700
8年	93,990	103,990	469,950	519,950	939,900	1,039,900	1,879,800	2,079,800	2,819,700	3,119,700
9年	106,060	116,060	530,300	580,300	1,060,600	1,160,600	2,121,200	2,321,200	3,181,800	3,481,800
10年	118,200	128,200	591,000	641,000	1,182,000	1,282,000	2,364,000	2,564,000	3,546,000	3,846,000
15年	180,020	190,020	900,100	950,100	1,800,200	1,900,200	3,600,400	3,800,400	5,400,600	5,700,600
20年	243,730	253,730	1,218,650	1,268,650	2,437,300	2,537,300	4,874,600	5,074,600	7,311,900	7,611,900
25年	309,380	319,380	1,546,900	1,596,900	3,093,800	3,193,800	6,187,600	6,387,600	9,281,400	9,581,400
30年	377,030	387,030	1,885,150	1,935,150	3,770,300	3,870,300	7,540,600	7,740,600	11,310,900	11,610,900

退職年金月額表

加入期間	1口		5口		10口		20口		30口	
	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円	約 円
10年	(1,020)	(5,110)	(10,220)	20,440	30,660					
15年	(1,560)	(7,780)	(15,560)	31,130	46,690					
20年	(2,110)	(10,540)	21,070	42,150	63,220					
25年	(2,670)	(13,370)	26,750	53,500	80,250					
30年	(3,260)	(16,300)	32,600	65,190	97,790					

- [注] 1.掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金をお支払いします。遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、払込中の掛金1口について10,000円を加算した金額です。
- 2.年金は10年間支給され、左表の年金月額額は3カ月分ずつ取りまとめて年4回支払われます。ただし、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。[左表では()内が該当します。]
- 3.給付金額は将来変更されることがあります。
「退職一時金・遺族一時金額表および年金月額表」に記載の給付金額は、福岡商工会議所特定退職金共済制度規約に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。
- 4.給付金額が払込掛金の累計を下回る場合があります。
ご加入後一定の期間は、給付金額が払込掛金の累計を下回ります。
お払いいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。
また予定利率については将来変更されることがあります。

加入について

契約できる事業主 共済契約者

福岡商工会議所の地区内にある事業主(事業所)

※当所の地区内とは早良商工会地区と志賀商工会地区を除く福岡市内です。
当所地区外で加入をご希望の場合は、会員組織・共済グループ(TEL 441-2845)までお問い合わせ下さい。

早良商工会地区(東入部1～8丁目・西入部1～5丁目・野芥8丁目・重留1～7丁目・内野1～8丁目・早良1～7丁目・脇山1～2丁目(一部)・小笠本・椎原・石釜・西・曲淵・飯場・板屋・田村5丁目18～19、23～27)
志賀商工会地区(勝馬・弘・志賀島・大岳1～4丁目・西戸崎1～6丁目)

加入できる従業員 被共済者

福岡商工会議所地区内事業所の14歳7カ月以上、65歳6カ月までの従業員です。

※加入後、被共済者が事業所に勤務する限り、満80歳に達する月まで継続できます。

全従業員の加入が必要で

加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。(任意包括加入)

加入・増口時には、従業員の「加入同意」が必要となり、所定の申込書に同意印をいただきます。

●加入させなくてもよい従業員

1. 期間を定めて雇われている人
2. 季節的な仕事のために雇われている人
3. 試用期間中の人
4. 非常勤の人
5. パートタイマーのように労働時間の特に短い人
6. 休職中の人

●加入できない従業員(所得税法施行令 第73条第1項第3号)

1. 個人事業主本人
2. 個人事業主と生計を一にする親族(生計を別にする親族で従業員の場合は加入できます)
3. 法人企業の役員(使用人兼務役員の場合は加入できます)

掛金のお払込み

掛金は取扱金融機関の口座より毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。

※ご加入後、口座振替ができなかった場合は、翌月に2カ月分を振替させていただきます。

2カ月連続して振替ができなかった場合は、さかのぼって効力がなくなりますので、ご注意ください。

※お申込み後に金融機関、口座等の変更があった場合は、すみやかに福岡商工会議所会員組織・共済グループにご連絡のうえ、変更手続きをしてください。

効力発生日

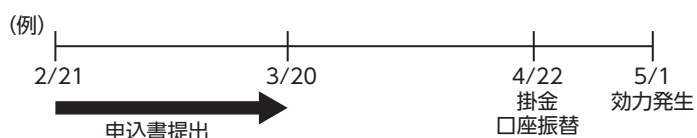
毎月20日までにお申込みのあった分については、翌月22日に初回の掛金を取扱金融機関の口座より振替えます。口座振替ができたと契約につき、振替日の翌月1日から効力が発生します。

(ただし、20日が(土)・(日)・(祝)の休業日にあたる場合がありますので、毎月16日までにお申込み手続きをお願いいたします。)

毎月21日以降月末までにお申込みのあった分については、翌々々月1日から効力が発生します。

※ご提出いただいたお申込書の不備解決等ができない場合は、第一回目の掛金振替ができませんので、効力が発生いたしません。

※第1回掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって、口座振替ができなかったときは、効力が発生いたしません。



被共済者証の発行

ご加入者に対しては「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

加入時の注意点

★契約の解除について

次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- ・共済契約者(加入事業所)および被共済者(加入事業所の従業員)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ・その他、特定退職金共済制度規約に定める解除事由に該当したとき

掛金

基本掛金月額

従業員1人につき1口(1,000円)から最高30口(30,000円)まで加入できます。

●掛金は全額事業主負担

掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払(返還)しません。

●掛金には1口あたり30円の制度運営事務費が含まれます
制度運営事務費を除いた残額(1口あたり970円)を保険料として運用します。

口数の増加

ご加入後、増口時点で65歳6カ月までの方は、基本掛金月額の範囲で増口できます。

●掛金の税法上の取扱い

月額掛金は1口(1,000円)～30口(30,000円)まで、全額損金または必要経費に算入できます。

(法人税法施行令第135条・所得税法施行令第64条)

記載の税務取扱は2022年2月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

ご加入手続きの詳細については、委託保険会社の共済制度普及員または福岡商工会議所会員組織・共済グループへおたずねください。

給付金請求について

この制度からの給付金は下記の通りです。

給付金は、被共済者(死亡の場合は遺族)の預金口座へ直接お支払します。

①退職一時金

被共済者(加入従業員)が退職したとき、加入期間に応じて支払われます。

※法人企業の被共済者が役員に就任したとき(使用人兼務役員を除く)にも支払われます。

給付額＝基本退職一時金額＋加算給付額

[基本退職一時金]

掛金月額と加入期間(掛金納付月数)に応じて、あらかじめ商工会議所特定退職金共済制度規約に定められた金額

[加算給付]

毎年の運用実績に応じて毎年7月1日に基本退職一時金に加算される金額

②遺族一時金

被共済者(加入従業員)が死亡したときに支払われます。

給付額＝死亡時の退職一時金額＋掛金1口について10,000円を加算した金額

③退職年金

加入期間が10年以上で、被共済者(加入従業員)が退職し、年金の受給を希望したときに、掛金月額と加入期間(掛金納付月数)に応じて支払われます。

退職時の退職一時金額を原資として計算した金額を年4回(3、6、9、12月)、3カ月分をとりまとめて10年間にわたってお支払します。ただし、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払します。なお、年金受給中に死亡されたときには、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金でお支払いします。

給付金およびご請求方法

「特定退職金共済制度脱退通知書兼退職一時金請求書」により福岡商工会議所会員組織・共済グループへ請求してください。

※退職一時金の請求につきましては、法人企業の被共済者が役員に就任したとき(使用人兼務役員を除く)にも支払われます。

<参考>退職給付(一時金・年金)制度の導入状況

退職給付(一時金・年金)制度がある企業割合は、全体で80.5%にも上ります。業種別にみると、複合サービス業が96.1%と最も高く、次いで鉱業・採石業・砂利採取業が92.3%、電気・ガス・熱供給・水道業が92.2%となっています。

約80%もの企業が、退職金制度(一時金・年金)を導入していらっしゃいます!!!
当所の特定退職金共済制度で、計画的に従業員の皆様の退職金の準備をされませんか?

◆当所特定退職金共済制度の加入状況(2021.4.1付加入現在)

企業	1,430社
人数	11,893人
口数	98,149口
平均口数	8口
平均年齢	45歳

給付金の受取人

給付金の受取人は被共済者(加入従業員)です。事業主にはお支払しません。

給付金は退職した従業員(死亡の場合は遺族)の預金口座へ直接送金します。

給付金、解約手当金、掛金として払込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払(返還)しません。(所得税法施行令第73条第1項第4号)

なお、被共済者が死亡した場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

また途中で共済契約をやむなく解約したときでも、この解約手当金は被共済者(加入従業員)にお支払し、事業主にはお支払しません。なお、解約の場合は、被共済者(加入従業員)全員の同意が必要です。

給付金の税法上の取扱い

※退職一時金…退職所得となります。＜課税対象額＝(退職一時金額－退職所得控除額)×1/2＞

ただし、勤続年数が5年以下である場合は、退職一時金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分には1/2を乗じずに計算する。

なお、解約された場合の給付金は一時所得になります。

(所得税法第30条・第31条、同法施行令第72条・第76条・第183条)

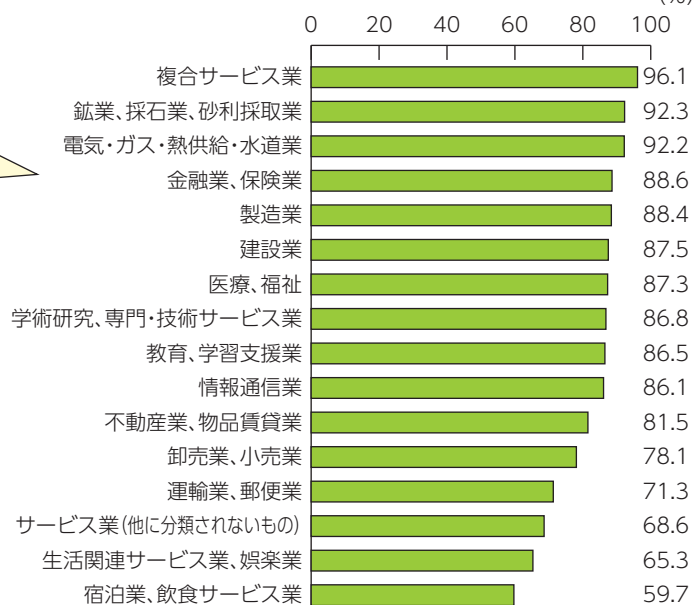
※遺族一時金…死亡退職金として扱われ、法定相続人数×500万円まで相続税はかかりません。(相続税法第3条・第12条、同法施行令第1条の3)

※退職年金…雑所得となります。ただし、公的年金等控除の適用が受けられます。

(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)

記載の税務取扱は2022年2月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

退職給付金(一時金・年金)制度がある企業割合(業種別) (%)



(厚生労働省:2018年就業条件総合調査結果の概況より抜粋)

過去勤務期間の通算について(新規加入事業所のみの取扱い)

採用のメリット

- 1

被共済者の過去勤務期間を通算することにより、退職時にまとまった金額が支払われ、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- 2

この取扱いによる掛金(以下「過去勤務掛金」といいます。)は全額が損金または必要経費に算入できます。

お取扱いの内容

1. 過去勤務通算期間の設定

入社日から制度加入までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定してください。「過去勤務通算期間」は10年を限度とし、年末満の端数月は切捨てます。
2. 過去勤務通算口数

過去勤務通算口数は22口を限度とし、お申込みの際の基本加入口数もしくはそれ以下の口数で設定してください。
3. 過去勤務通算期間のお申込み

- 過去勤務期間通算のお申込みは、本制度に新規で加入の際、所定の申込書で同時にお申込みください。それ以後の取扱いはありません。
 - 過去勤務期間の通算は、被共済者全員について申込むことが必要です。一部の被共済者の方のみ過去勤務通算することはできません。
 - 過去勤務通算口数を途中で変更することや廃止することはできません。
4. 過去勤務掛金および払込期間

過去勤務掛金は通算期間、通算口数および払込期間により、個人ごとに計算されます。

払込期間は過去勤務通算期間と同一年数です。ただし、通算期間が6年以上の場合は払込期間は5年とします。
5. 効力発生日

過去勤務期間通算のお申込みの効力発生日は基本掛金のお申込みの効力発生日と同じです。
6. 掛金の払込方法

基本掛金と一緒に預金口座より毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替えられます。
7. 給付金額の計算方法

給付金額の計算方法はつぎのとおりです。

①過去勤務掛金の払込完了後に退職されたとき

退職一時金＝基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間及び通算口数に応じて計算された基本退職一時金額＋加算給付額

②過去勤務掛金の払込完了前に退職されたとき

退職一時金＝基本掛金およびその払込期間に応じて計算された基本退職一時金額＋過去勤務掛金およびその払込期間に応じて計算された基本退職一時金相当額＋加算給付額

(1口につき)

過去勤務通算期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
掛金払込期間	1年	2年	3年	4年	5年	5年	5年	5年	5年	5年
掛金	1,010円	1,010円	1,020円	1,020円	1,030円	1,240円	1,450円	1,660円	1,880円	2,090円

(1982年7月1日より実施)

個人情報に関するお知らせ

福岡商工会議所(以下「本会議所」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

事務委託会社 日本システム収納 株式会社

掛金取扱金融機関

下記の金融機関の口座振替でお願いいたします。

福岡銀行(本店および各支店) 西日本シティ銀行(本店および各支店) 福岡中央銀行(本店および各支店)

※記載の金融機関名は、2022年2月現在のものです。

特定退職金共済制度 Q & A

Q1 誰が加入できるの？

当所地区内にある事業所(事業主)の従業員で14歳7カ月以上65歳6カ月までの人が加入できます。ただし、次の方は加入できません。

- ・事業主および事業主と生計を一にする親族。
- ・法人の役員(使用人兼務役員^{*}は加入できます)。

※使用人兼務役員について

役員のうち部長、課長、その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいいます。

なお、次のような役員は、使用人兼務役員となりません。

- 1 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- 2 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- 3 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員
- 4 取締役(委員会設置会社の取締役に限ります。)、会計参与及び監査役並びに監事

Q2 加入従業員が役員に就任した時は、退職扱いになるの？

特定退職金共済制度上では退職扱いになりますので、速やかに退職一時金の請求手続きをお願いいたします。ただし、使用人兼務役員の場合は引き続き加入できます。

Q3 払込まれた掛金は事業主に戻るの？

給付金、解約手当金、掛金として振込まれた金額(運用益を含む)は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払(返還)しません。(所得税法施行令 第73条第1項第4号)

Q4 給付金の受取人は誰なの？

受取人は被共済者(加入従業員)です。本人が死亡した場合は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によりお支払します。

Q5 掛金の払込方法は？

口座振替のみとなります。集金や振込などの方法ではお受付できません。毎月22日付(土日祝日の場合は翌営業日)で福岡銀行・西日本シティ銀行・福岡中央銀行いずれかの指定の口座からお振替いたします。2カ月連続で振替ができない場合は、さかのぼって効力がなくなりますのでご注意ください。

Q6 掛金の払込は年一回払いや前納にできますか？

掛金の払込は月払いのみです。年一回払いや前納の取扱いはありません。

委託保険会社および委託割合

大同生命保険株式会社(事務幹事会社)	(80.3%)	アクサ生命保険株式会社	(12.5%)
住友生命保険相互会社	(3.2%)	日本生命保険相互会社	(3.1%)
第一生命保険株式会社	(0.8%)	ジブラルタ生命保険株式会社	(0.1%)
		(旧AIGエジソン生命保険株式会社)	(順不同)

※上記の委託保険会社に委託割合に応じた資産の運用を委託しております。
なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。
(上記の委託保険会社および委託割合は2022年2月以降のものです。)

※このパンフレットは、2022年2月時点の制度内容に基づいて記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。

※この制度は、商工会議所が上記委託保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営しています。

お気軽にお問い合わせ下さい!!

福岡商工会議所 会員組織・共済グループ 行

FAX 092-441-2810 **E-mail** fkkyosai@fukunet.or.jp

本ページのコピーを取り、ご希望事項に○印をつけ、切り取らずにFAX・メールにてご返送ください

特定退職金共済制度

1. 加入を検討したい 2. 内容を聞きたい

貴社名	ご住所 〒
貴社ご担当者名 フリガナ 氏 名	TEL (携帯)

この制度についてのお問合せは

福岡商工会議所
会員組織・共済グループ

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28
電話：441-2845(直) FAX：441-2810
E-mail：fkkyosai@fukunet.or.jp

担当者



特定退職金共済ホームページURL

<https://www.fukunet.or.jp/moshimo/tokutaikyo/>